

様式 2

申請受付終了後、受験者数により口述試験日割を変更する場合がある。
(注2. 参照)

定期試験(口述試験)日割表

北陸信越運輸局 令和8年10月施行

	月 日	曜日	試験の種別	
第 1 日	11月13日	金	六級海技士(航海) 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	
第 2 日	11月16日	月	五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	
第 3 日	11月17日	火	五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	
第 4 日	11月18日	水	三級海技士(航海) 二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 5 日	11月19日	木	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 6 日	11月20日	金	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関)

※この日割りは北陸信越運輸局のみであり、全国同一ではありません。

- 注 1 身体検査は、口述試験の開始前に行う。
- 2 受験者数が予定より増加し、日割どおりに実施できない場合は日割を変更し、申請受付終了後にあらためて日割表を掲示する。
- 3 各受験者個々の口述試験の実施日は、従来どおり各級の筆記試験合格発表日にあわせて掲示する。
- 4 やむを得ない場合において、口述試験日の指定をするものにおいては、所属する長(所属部署の長又は所属船舶の船長等)の署名捺印をした願出書を提出すること(様式は定めない)。ただし、口述試験の実施日程上希望通りにならない場合がある。
※願出書提出期限:10月9日(金)(必着)、期日以降の申し出は受付できません。

試験開始期日 令和8年10月1日

申請受付期間(郵送の場合、消印日有効です)

筆記・口述 令和8年8月27日(木) から 令和8年9月16日(水) まで

口述のみ 令和8年8月27日(木) から 令和8年9月30日(水) まで

※同一定期試験時期に2つ以上の試験種別(併科・同時受験のみ)を受験する場合、
試験種別毎の申請書を同時に申請する必要があります。また、他の受験地での受験はできません。